

公益財団法人新潟市国際交流協会
外国人留学生国民健康保険料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、外国人留学生(留学生)に国民健康保険料助成金(以下「助成金」という)を支給することにより、留学生が安心して医療が受けられ、もって留学生生活の安定を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、申請時において次の各号をすべて満たすもので、大学等の長の推薦するものとする。

- (1) 出入国管理および難民認定法第2条の2第2項別表第1の4に掲げる「留学」の資格を持つもの
- (2) 国費留学生、県費留学生及び政府派遣留学生以外の私費留学生で、新潟県内の高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院等(以下「大学等」という。)に在籍するもの
- (3) 第3条に定める助成対象年度の全期間引き続き新潟市内に居住し、本市において外国人登録しているもので、国民健康保険に加入し、かつ新潟市国民健康保険条例(昭和34年新潟市条例第5号)第17条第1項第1号の規定に基づき保険料を軽減されたもの

(助成対象期間)

第3条 助成は、4月から翌年3月までの1年間(以下「助成対象年度」という。)を単位として、このうち助成対象者が国民健康保険に加入している期間を対象とする。

(助成の条件及び金額)

第4条 助成は、助成対象者が属する世帯の世帯主が、助成対象年度の新潟市における出納閉鎖日までに賦課された保険料の全部を支払った場合、助成対象者に5000円を支給する。ただし、同一の世帯に複数の助成対象者がいる場合、重複して支給しない。

(助成の申請)

第5条 助成金を受けようとする者は、次の書類を在籍する大学等の長に提出するものとする。

- (1) 申込書兼委任状(様式第1号)
- (2) 国民健康保険証の番号が分かるもの
- (3) 助成金の振込先が分かるもの

2 前項様式第1号の提出により、助成金を受けようとする者は、助成対象年度の自己の

属する世帯の保険料支払状況に関する情報を受領する権限を公益財団法人新潟市国際交流協会代表理事（以下「代表理事」という）が指定する職員（以下「指定職員」という。）に委任し、新潟市長に対し指定職員はその情報を提供するように依頼するものとする。

- 3 指定職員は、前項の委任があった場合は、助成対象年度の助成金を受けようとする者の世帯の保険料支払状況に関する情報を提供するように、新潟市保険年金課長に対し依頼するものとする。
- 4 申請は、原則として助成対象年度の末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をいう。）の翌日から新潟市における出納閉鎖日までの間に行うものとする。
- 5 大学等の長は、助成金の申請があった場合、速やかに国民健康保険料助成金申請者推薦書（様式第2号）に第1項各号に掲げる書類を添えて、代表理事に提出するものとする。

（申請時期の特例）

第6条 助成金を受けようとする者が、助成対象年度の末日をもって卒業、修了その他の理由により助成対象者の資格を失う場合は、助成対象年度の終了前に申請することができる。

- 2 大学等の長は、前項の申請があった場合、速やかに国民健康保険料助成金申請者推薦書（様式第2号）に前条第1項各号に掲げる書類を添えて、代表理事に提出するものとする。
- 3 前項の推薦を受け助成する場合における第4条の規定の適用については、同条中「新潟市における出納閉鎖日までに賦課された保険料」とあるのは「2月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をいう。）までに賦課された保険料のうち第1期分から第8期分まで」とする。

（助成金支給の決定）

第7条 代表理事は、大学等の長から推薦があった場合には、書類を考査の上、助成金支給者を決定し、その結果を大学等の長に書面により通知する。

（助成金の支給）

第8条 代表理事は、前条により決定した受給者に、助成金を交付する。

- 2 助成金は、原則として助成対象年度の翌年度の6月に交付する。ただし助成対象年度の途中で助成する場合においては、速やかに交付するものとする。
- 3 助成金の支給は、申請に基づき、留学生の銀行預金口座に振り込む。
- 4 助成金領収書については、前項の銀行口座振込依頼書をもって代えるものとする。

(助成金支給の打ち切り)

第9条 助成金の受給者が次のいずれかに該当すると認められるときには、助成金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 転学又は退学したとき
- (2) 助成金の受給を辞退したとき
- (3) 申請者の記載に虚偽が発見されたとき、または不正な手段によって助成金の支給を受けたと認められるとき
- (4) その他この要綱に定める受給資格要件を欠くに至ったとき

(その他)

第10条 この要綱に定める事項以外の取扱いについては、公益財団法人新潟市国際交流協会と大学等とが協議を行って定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。改正後の平成7年度分の保険料の助成額は、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。改正後の平成9年度分の保険料の助成額は、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。改正後の平成11年度分の保険料の助成額は、なお従前の例による。

(附 則)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 平成12年度分の助成金の支給に限り、黒埼町の編入の日前に黒埼町に居住していた留学生については、第2条第3号中「新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）第17条第1項第1号の規定に基づき保険料」とあるのは「黒埼町の編入に伴う新潟市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例（平成12年新潟市

条例第51号)第3条の規定に基づき国民健康保険税を賦課され、かつ、黒埼町国民健康保険税条例(昭和37年黒埼町条例第7号)第13条第1項第1号の規定に基づき国民健康保険税」と、第3条中「保険料」とあるのは「保険税」と、第5条第1項第3号中「国民健康保険料」とあるのは「国民健康保険税」と、同条第4項中「国民健康保険料助成金申請者推薦書」とあるのは「国民健康保険税助成金申請者推薦書」と読み替えて、この要綱を適用するものとする。この場合において、第4条に規定する助成対象期間の算定にあたっては、黒埼町の編入の日前に黒埼町に居住していた期間を含めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。改正後の平成17年度分の保険料の助成額は、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。改正後の平成19年度分の保険料の助成額は、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。改正後の平成22年度分の保険料の助成額は、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。